

E V充電設備導入事業 仕様書

本仕様書は、山形市が実施するE V充電設備導入事業について必要な事項を定めるものである。

1 事業名称事業

E V充電設備導入事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

運輸部門での温室効果ガス排出削減を図るために、E Vなどのクリーンエネルギー車の普及が重要視されている。E Vの普及は、充電インフラの整備と表裏一体とされており、その普及のためには充電設備の整備が必要となる。

本事業により、市有施設にE V用の充電設備を試験的に整備し、環境性能に優れたE Vの普及に向けたインフラ整備を行う。

3 事業内容及び役割分担

実施事業者は、山形市が所有する施設の駐車場を活用し、E Vが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。）（以下「E V充電設備」という。）を整備する。

なお、設置する充電設備の種類は6 kW以上の充電器とし、実施事業者は国の補助金を活用するなどし、山形市に新たな費用の負担は発生しないものとする。

事業内容及び山形市と実施事業者の役割分担は、次のとおりとする。なお、優先交渉者の選定後、別途山形市と締結する協定書において、最終決定する。

(1) 山形市

- ア 事業全体総括
- イ E V充電器の設置場所確保
- ウ 山形市ホームページ等による事業の周知

(2) 実施事業者

- ア 「4 E V充電設備を設置する施設」で決定する場所に設置する充電器本体の設置
- イ 充電器本体のほか附属のブレーカー等必要な機器の購入及び設置
- ウ （経済産業省の補助金を利用する場合）国への補助申請手続き
- エ 「5 事業期間」に示す期間中のE V充電設備の維持・管理
- オ 市民への充電サービスの提供及び運営
- カ 利用者への周知
- キ 使用実態等の各種データ収集・分析及び山形市への報告

4 E V充電設備を設置する施設

- (1) E V充電設備を設置する候補の施設は、別表「候補施設一覧」の駐車場とし、事業者は設置基数（口数）及び仕様を提案する。実際の設置場所及び充電器の設置基数（口数）については、山形市と実施事業者との協議により決定するものとする。

- (2) 設置の際は、施設の運営・維持管理等に支障とならない場所及び構造とすること。

5 事業期間

E V充電設備の利用を開始した日から起算して5年間以上とし、具体的な年数については、優先交渉者との協議において決定するものとする。ただし、6(3)に記載する行政財産の目的外使用許可及び公園施設の設置許可の期間は1年間とし、事業期間の間、更新手続きを行うものとする。

6 E V充電設備の設置に関する必須条件について

- (1) 実施事業者は、E V充電設備の設置について、建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法により施工すること。
- (2) 実施事業者は、E V充電設備の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用の費用、事業期間終了後の撤去時の費用をすべて負担するものとする。なお、充電時の電力については、実施事業者が新規に電気引込工事を行った上で、小売電力事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達し、電気料金についても実施事業者が負担すること。
- (3) 実施事業者は、別表「候補施設一覧」に記載の施設へのE V充電設備の設置にあたって、充電器設置箇所・配線箇所・看板・電柱等の設置部分などについて、次に定める費用を負担することとする。
- ア 江南公民館：地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けることとし、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例（昭和39年山形市条例第29号）別表に規定する行政財産の目的外使用料を、山形市が指定する期日まで納付すること。
- イ 西公園：公園施設の設置にあたっては、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項第7号に掲げる便益施設とみなし、実施事業者は、同法第5条第1項に基づき、都市公園施設設置許可を受けることとし、山形市都市公園条例（昭和42年山形市条例第14号）第9条第2項に規定する使用料を、山形市が指定する期日まで納付すること。
- (4) 利用者からの問い合わせや故障・苦情等に円滑に対応するため、組織化された運営体制を確立し、常時、適切な人員を配置すること。
- (5) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに山形市への報告を行うとともに、復旧等に適切な措置を取ること。
- (6) 設備設置完了後、実施事業者の責めに帰すべき理由により品質基準を満たしていないことが判明した場合は、関連する項目を再検査し、実施事業者の負担において不良個所を修正、補足すること。
- (7) 実施事業者は、建物や既存の系統・配管等に損傷を与えた場合や、協定書等に定める山形市との合意事項に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他実施事業者の責めに帰すべき事由により山形市が損害を被った場合は、実施事業者がその損害を賠償する義務を負うこと。

(8) 「5 事業期間」の期間終了後の取扱は双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、実施事業者の負担によりEV充電設備を撤去するとともに設備場所の原状回復を行うこと。

7 EV充電設備の設置に関する任意条件について

- (1) 設備の利用可能時間について、設置施設の駐車場の利用可能時間以外の運用は、実施事業者の工夫・提案を踏まえ、山形市と協議の上決定すること。
- (2) 地元業者支援の観点から、新規引き込み・設置運営・保守等において、市内事業者を活用すること。
- (3) スマートフォンの充電機能など、EV充電の用途以外の付加価値があること。
- (4) クレジットカード・電子決済などによる決済も可能であること。
- (5) 事業開始時は、市有施設2か所程度へ設置するが、その効果を検証したうえで、他施設への拡大や施設内の設置数の拡大が可能な設置プランとすること。
- (6) 新規電気引込にあたって、二酸化炭素排出係数の低い電力会社の電力利用を検討すること。

8 その他

- (1) 各施設へのEV充電設備の設置可否については、実施事業者による提案内容や設計等を踏まえ、山形市において最終的に判断する。
- (2) 実施事業者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、誠実に本事業を遂行すること。
- (3) 本事業の実施にあたり、山形市は実施事業者に対し、作業に必要な資料を貸与するものとする。実施事業者は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取り扱い、「5 事業期間」終了後は、速やかに山形市に返却しなければならない。貸与資料については、山形市の許可を得ずに複製してはならない。また、本事業以外での使用を禁止する。
- (4) 利用者の個人情報は、法令に基づき適切に管理し、適切な情報セキュリティ対策をとること。
- (5) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、山形市と協議した上で事業を進めること。

別表

候補施設一覧

施設名	江南公民館	西公園
所在地	山形市江南一丁目1番27号	山形市大字門伝字落合河原3114-10
駐車場利用可能日	年中無休	年末年始を除く
駐車場利用可能時間	24時間	5:00~22:00
駐車台数	143台	450台
利用者数（R5年度）	44,146人（※）	270,480人

※江南体育館を含むと70,277人